

平成17年度会計に係る
定期監査の結果に関する報告書
(概要)

平成18年11月17日

島根県監査委員

平成 17 年度の一般会計及び特別会計並びに企業会計に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施した定期監査の概要は次のとおりである。

1 監査の実施

監査実施機関数等は次のとおりである。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	7 6	7 6
地 方 機 関	1 5 6	8 3
計	2 3 2	1 5 9

2 監査の結果

(1) 監査結果の概要

監査の結果、おおむね適正に処理されていたが、是正、改善を要する事項は下表のとおりである。

これらの事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他	合計
指 摘	1	6	6	22	21	9	0	65
指 示	0	163	195	268	0	194	1	821
合 計	1	169	201	290	21	203	1	886

また、昨年度の重点監査事項である「団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金」の見直状況について監査を実施した。

(2) 指摘事項

区 分	指 摘 事 項 の 内 容
予算関係 (1件)	債務負担行為の手続をしないままに、翌年度以降にわたる国有林野の借受がされていたものが1件あった。
収入関係 (6件)	行政財産目的外使用許可に係る経費負担金について、算定を誤っていたものが3件あった。 債権管理簿に記載すべき債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかったものが2件あった。 研修に係る交付金について、収入伺がされていなかったものが1件あった。
支出関係 (6件)	斡旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきであるにもかかわらず、定額支給されていたものが2件あった。 資金前渡による費用弁償の支払等は、資金前渡者が正当債権者へ直接支払い、かつ、領収書を徴さなければならないにもかかわらず、第三者を介して行われていたものが1件あった。 旅行命令が発令されないままに、赴任旅費が支出されていたものが2件あった。 公用車使用の旅行命令であるにもかかわらず、バス代が支給されていたものが1件あった。
契約関係 (22件)	備品購入契約等において、請書を徴していなかったものが7件あった。 翌年度以降の予算の裏付けのないままに、複数年度にわたる賃貸借契約が締結されていたものが1件あった。 産業廃棄物の収集運搬と処分の一括処理委託契約において、収集運搬業の許可しか得ておらず、かつ、許可証有効期限が委託期間の途中までとなっている業者と契約していたものが1件あった。 業務委託契約で、完了報告書が提出されず、契約が履行されていないにもかかわらず、履行期限の延長手続がされていなかったものが1件あった。 業務委託契約で、当該業務と関係のない工事を変更契約により施工していたものが1件あった。 工事請負契約等において、予定価格調書が作成されていなかったものが2件あった。 工事請負契約等において、法令や規則の規定により契約書の省略ができないにもかかわらず、省略していたものが5件あった。

	<p>業務委託契約において、入札参加資格を定めないままに、指名競争入札されていたものが3件あった。</p> <p>機器の賃貸借契約において、予定価格が随意契約の限度額を超えているにもかかわらず、随意契約されていたものが1件あった。</p>
工事関係 (21件)	<p>工事請負契約において、会計規則等の規定に基づく監督員が置かれていないものが21件あった。</p>
財産関係 (9件)	<p>行政財産目的外使用許可において、許可条件に違反しているにもかかわらず、使用許可を継続していたものが1件あった。</p> <p>行政財産目的外使用許可手続がされないままに、施設利用されていたものが1件あった。</p> <p>県有施設において、占用許可が失効した建物等を撤去させていなかったものが1件あった。</p> <p>国の地方機関に対する行政財産の使用許可に際して、使用料が免除されていたが、地方財政法第24条及び地方財政再建促進特別措置法第24条の規定による手続がされていなかったものが1件あった。</p> <p>物品について、不用品決定がされないままに、廃棄されていたものが1件あった。</p> <p>島根県職員被服等貸与規程に規定する職員以外の職員に対し、被服が貸与されていたものが1件あった。</p> <p>島根県職員被服等貸与規程に基づく貸与台帳が作成されていなかったものが1件あった。</p> <p>島根県病院事業財務規則に規定する実地たな卸が行われていなかったものが1件あった。</p> <p>島根県病院事業財務規則に規定する帳簿で、作成されていなかったものが1件あった。</p>
合計	65件

(3) 昨年度の重点監査事項の見直し状況

(1) 監査の目的

平成17年度の定期監査において、平成16年度に県の全機関（企業会計の機関を除く。）が支出した団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金（以下「会費」という。）について監査を実施し、その状況を取りまとめるとともに、団体等への継続加入の必要性や会費負担額の妥当性等について不断の見直しを行うように求めたところである。

本年度の監査は、各機関における会費の見直し状況について調査し、問題点の指摘及び改善意見をまとめ、今後の適切な会費の支出に資するために実施した。

(2) 監査の実施方法

平成17年度会計定期監査実施機関について実地監査により実施した。

(3) 監査実施機関

監査対象機関 228 機関のうち、155 機関（本庁等は 76 機関、地方機関は 79 機関）について実施した。

(4) 監査結果の概要

平成17年度の会費の支出状況

監査実施機関における平成17年度の会費の支出状況は、第1表のとおり、554件、104,376,834円であり、前年度に比べ、件数で32件（5.5%）、支出金額で1,654,639円（1.6%）の減となっている。

第2表は、第1表のうち会費を平成17年度に新規に支出したものと及び増額したものであり、件数で38件、支出金額で6,138,436円となっている。

第3表は、平成17年度における会費の実質的な削減状況（第1表の平成17年度の件数及び支出金額から第2表の新規支出分の件数及び支出金額と増額分の支出金額を控除したものであり、前年度と比べ、件数で45件（7.7%）、支出金額で7,793,075円（7.3%）の減となっている。

第1表 会費の支出状況

（単位：円）

機関区分等	実施機関数	平成16年度(a)		平成17年度(b)		増減(b)-(a)	
		件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
知事部局	本庁機関 5 9	214	84,302,850	199	83,054,564	15	1,248,286
	地方機関 4 0	223	6,466,908	210	6,486,515	13	19,607
	計 9 9	437	90,769,758	409	89,541,079	28	1,228,679
出納局	1	2	159,000	2	159,000	0	0
企業局	1	0	0	0	0	0	0
議会事務局	1	12	7,003,000	12	6,687,000	0	316,000
教育委員会	本庁機関 1 0	56	6,031,915	56	5,993,915	0	38,000
	地方機関 3 3	53	821,200	53	831,800	0	10,600
	計 4 3	109	6,853,115	109	6,825,715	0	27,400
公安委員会	本庁機関 1	12	763,600	10	712,040	2	51,560
	地方機関 6	8	102,000	7	96,000	1	6,000
	計 7	20	865,600	17	808,040	3	57,560
人事委員会事務局	1	2	181,000	2	181,000	0	0
監査委員事務局	1	2	145,000	2	145,000	0	0
労働委員会事務局	1	2	55,000	1	30,000	1	25,000
合計	1 5 5	586	106,031,473	554	104,376,834	32	1,654,639
本庁等	7 6	302	98,641,365	284	96,962,519	18	1,678,846
地方機関	7 9	284	7,390,108	270	7,414,315	14	24,207

第2表 平成17年度の新規支出分及び増額分の状況

(単位：円)

区分	実施機関	件数	支出金額
新規支出分	本庁等	2	3,384,000
	地方機関	11	128,200
	計	13	3,512,200
増額分	本庁等	5	2,441,766
	地方機関	20	184,470
	計	25	2,626,236
合計		38	6,138,436

第3表 会費の実質的な削減状況

(単位：円・%)

実施機関	平成16年度(a)		平成17年度(b)		増減(b)-(a)		対前年度比	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本庁等	302	98,641,365	282	91,136,753	20	7,504,612	6.6	7.6
地方機関	284	7,390,108	259	7,101,645	25	288,463	8.8	3.9
合計	586	106,031,473	541	98,238,398	45	7,793,075	7.7	7.3

見直し状況の概要

各機関の会費の見直し状況は、次のとおりであり、その取組には格差が見受けられた。

- ・脱会又は解散したもののや会費を削減したものなど具体的な改善が図られたもの
- ・見直しを十分に行った結果、継続加入が必要と判断されたもの
- ・見直しを検討しているものの、その結論を翌年度に持ち越しているもの
- ・十分な見直しをしないまま継続加入しているもの

見直しの内容

主な会費の見直し状況は、次のとおりである。

ア 改善が図られたもの

(ア) 脱会又は解散により会費支出しなかったもの

平成17年度に団体等を脱会し又は団体等の解散により会費を支出しなかったものは、(社)全国遊漁船業協会会費ほか14件であり、計565,400円の削減額であった。

(イ) 会費を削減したもの

平成17年度に各団体等において事業内容の見直しにより会費を削減したものの、また、当面繰越金で事業運営をすることにより会費の徴収を中断したもの等は、地方行財政調査会負担金ほか80件であり、計5,911,893円の削減額であった。

イ 見直しを行った結果、継続加入が必要と判断されたもの

団体等への加入及び負担額の見直しについて、昨年度の見直しの視点を踏まえ検討した結果、加入の必要性及び会費負担額の妥当性を認めて継続加入としたものが多数あった。

ウ 見直しを検討し、平成18年度に改善を予定しているもの

各機関において、会費の取扱いの見直しを検討した結果、平成18年度に脱会や会費の削減等を予定しているものは、件数で87件、削減金額で3,962,080円であるが、その主なものは、次のとおりである。

(ア) 脱会又は解散により会費の支出を取り止めることを予定しているもの
ごみゼロパートナーシップ会議負担金ほか 24 件で、削減額 1,226,000 円。

(イ) 会費の削減を予定しているもの
全国知事会分担金ほか 61 件で、削減額 2,736,080 円。

エ 十分な見直しをしないまま継続加入していると思われるもの

見直し状況が不十分と思われる例は、次のとおりである。

- ・情報収集や意見交換を目的として団体等に加入している場合で、他の手段で目的を達することができないか、十分に検討していないもの
- ・類似の目的を有する団体等に重複して加入している場合で、重複して加入する必要性、妥当性を十分に検討しないまま継続加入しているもの
- ・全国組織の協議会等に加入している場合で、本県が率先して脱会できないとして、十分に加入の意義を検討していないものがあり、中国五県等で協議する等の段階的な解決策も模索されていないもの
- ・反対給付や効果の面から会費負担額の妥当性を十分に検討していないもの
- ・協議会等の事業内容や繰越金等の決算内容を吟味せず、会費の削減について十分検討していないもの
- ・全国主管課長会議等の会費で、会議開催の都度必要経費を負担する等を検討していないもの

(5) 運営の合理化に資するための意見

運営の合理化に資するための意見は、以下のとおりであり、今後の運営に当たり留意をするとともに改善措置について検討されたい。

会費の徹底した見直しについて（各部主管課、各機関）

会費の取扱いについて、各機関は本県の財政改革の必要性を十分認識し、社会状況の変化に即応して、不断の見直しが必要である。

については、各機関にあっては、次の見直しの視点を踏まえ、その団体等への継続加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、改めて 1 件ずつ徹底した見直しに努められたい。

また、各部主管課にあっては、積極的に指導、調整に努められたい。

【見直しの視点】

- ア 納付先の各種団体等の活動は適切に行われているか。
- イ 会費の支出額に見合う反対給付の内容は十分か。
- ウ 会費の支出額に見合う効果は発揮されているか。
- エ 団体等へ加入を継続しなければ、特段、支障が生ずるものなのか。
- オ 同一団体に県の複数の機関（部局）が加入しているものもあるが、加入機関（部局）の統合化（一本化）を図るべきものはないか。
- カ 会費の負担額、負担率の定め方は適切か。
- キ 支出科目が不適當なものはないか。

見直しを求める会費について

ア 会費の削減等を検討されたいもの

次の団体等にあっては、会費収入以上の繰越金があったので、会費負担額の妥当性等について関係者間で協議し、削減等に積極的に取り組まれたい。

- ・全国地方拠点都市地域整備推進協議会負担金（地域政策課）
- ・中国開発幹線自動車道建設期成同盟会分担金（高速道路推進課）

・中国横断自動車道尾道松江線建設期成会分担金（高速道路推進課）

イ 加入団体の選択並びに事業目的及び活動内容が類似している組織のあり方を検討
されたいもの（高校教育課、各県立学校）

昨年度の監査結果において、全国高等学校長協会等の会費については、厳に必要な団体を選択し、会費の削減を図られるよう見直しを求めたところであるが、十分な見直しがされていなかった。

については、各県立学校にあっては、県内の校長会、教頭会、事務長会等において、事業の目的や活動内容を再吟味し、重複して加入する必要性、妥当性について検討し、加入団体を選択するとともに、事業目的や活動内容が類似している組織のあり方について早急に抜本的な見直しを実施されるよう中国地区及び全国の各協議会等に働きかけられたい。

また、高校教育課にあっては、適切に見直しがされるよう指導されたい。